

議案第76号

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立幼稚園条例（昭和46年板橋区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2C階層の部預かり保育利用料（1回）の欄を次のように改める。

長期休業中の実施日以外の実施日	標準利用（教育時間終了時から午後3時30分まで）	300円
	標準利用（午後3時30分から午後5時まで）	300円
	延長利用	300円
長期休業中の実施日	標準利用（午前9時から午後1時まで）	600円
	標準利用（午後1時から午後3時30分まで）	300円
	標準利用（午後3時30分から午後5時まで）	300円
	延長利用	300円

別表第2備考第2号中「における全日利用にあつては」を「にあつては、」に改め、「、長期休業中の実施日における半日利用にあつては午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで」を削る。

付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定

は、公布の日から施行する。

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

預かり保育の標準利用の利用区分を改め、当該利用区分に係る預かり保育利用料を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。